

富津市告示第 5 7 号

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 6 年富津市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定により、本市が処理することができる産業廃棄物を次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

富津市長 高橋 恭 市



富津市が処理することができる産業廃棄物

1 処理する産業廃棄物の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項の規定により、市が処理できる産業廃棄物は一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で指定したものとする。

2 処理することができる産業廃棄物の種類

市が処理することができる産業廃棄物は次の種類とし、いずれも毒性または感染性の汚染物が付着したもの、またはその恐れがあるものを除くものとする。

- (1) 紙くず（ロール状のもの及び書籍を除き、50 cm 角以内のものに限る。）
- (2) 木くず（直径 10 cm、長さ 50 cm 以内のものに限る。）
- (3) 繊維くず（長さ 50 cm 以内で、少量のものに限る。畳については 50 cm 角以内のものに限る。）
- (4) 金属くず
- (5) 廃プラスチック類（50 cm 角以内のものに限る。）
- (6) ガラスくず（木くず、金属くずとの混合物に限る〔木製及び金属性のガラス戸等〕）

3 搬入することができる事業者

市内の中小事業者で、条例第 15 条の規定により、市長の許可を受けたものとする。

4 搬入の制限

市の一般廃棄物処理施設に搬入できる量は、一業者につき 1 日当り概ね 1,000 kg 以内とする。

ただし、搬入については、市の許可を受けた後、市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすに至ったときは、前項の許可を取り消すものとする。